



全社高障福発第 22 号①

日本セルフ発第 29-42 号①

平成 29 年 4 月 28 日

全国社会就労センター協議会 会員センター長  
日本セルフセンター 会員センター長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会

会長 阿由葉 寛

認定特定非営利活動法人 日本セルフセンター

会長 川俣 宗則

[公印省略]

## 「SEL P名称ならびにSEL Pロゴマーク活用ガイドライン」の送付について

本会事業の推進につきまして、日頃より格段のご協力をたまり厚く御礼申し上げます。

さて、SEL P (セルフ) 名称ならびにSEL P (セルフ) ロゴマークは、全国授産施設協議会 (全国社会就労センター協議会 (以下、全国セルフ協) の前身) が平成 6 年度に開始した授産施設 C I プロジェクトの結果誕生しました (別添ガイドライン 1 ページ「はじめに」参照)。

全国セルフ協では、平成 26~28 年度事業計画に「セルフロゴマークの普及および活用促進に向けた検討」を盛り込み、日本セルフセンターと協働で検討を進めて参りました。平成 28 年 5 月の全国セルフ協協議員総会、平成 29 年 2 月の日本セルフセンター総会において「SEL P名称ならびにSEL Pロゴマーク使用規程」(別添ガイドラインの 27~42 ページに掲載しています) の改正を決定しました (日本セルフセンターにおいては規程の制定)。同規程の施行は平成 29 年 4 月 1 日としております。

上述の規程の見直し (制定) の趣旨や、今後の利用に際しての申請方法及び使用方法を両組織の会員施設・事業所の皆様にお知らせすることを目的に、「SEL P名称ならびにSEL Pロゴマーク活用ガイドライン」を作成いたしました。同ガイドラインを参照のうえ、既にロゴマークを使用している施設・事業所も含め、必要な届出・申請 (使用方法の見直し) をお願いいたします。次ページの「2. ロゴマークの使用および申請について」にご留意いただきたい点をまとめていますので、ご確認ください。

今回の規程の見直し (制定) 及び活用ガイドライン策定の目的は、使用ルールの厳格化ではなく、歴史あるロゴマークを両組織のかけがえのない財産としてとらえ、それらを適正・有効に活用することで、働くことを希望する障害のある方、社会就労センターが製造・提供する商品・サービスに対し、社会からの理解と信頼を得、一層の社会参加とそれを支えるための工賃向上・売上拡大につなげることにあります。

ぜひ、この機会にSEL Pロゴマークの一層のご活用をお願い申し上げます。

記

### 1. 送付物

「SEL P名称ならびにSEL Pロゴマーク活用ガイドライン」・・・1部

## 2. ロゴマークの使用および申請について（ご留意いただきたい点）

詳細は別添ガイドラインの27～42ページ（以下、（ ）内にガイドラインの該当ページを掲載）に掲載の規程の確認をお願いいたしますが、今回の規程の見直し（制定）による変更は、主に以下の2点です。

### ① ロゴマークの使用を全国セルフ協と日本セルフセンターの会員施設・事業所、中間支援組織（ブロック・都道府県セルフ協・セルフセンター、共同受注窓口組織等）に限定したこと。

➤ 旧規程では都道府県セルフ協のみの会員、日本セルフセンターのみの会員の取扱いが明確ではありませんでした。

### ② ロゴマークの使用目的（「広報・啓発用」「製品（商品）用」の2つ）に応じて申請先を分け（全国セルフ協、日本セルフセンター）、それぞれに規程を整備したこと。

➤ 「製品（商品）用」での使用は、「日本セルフセンター SELP名称ならびにSEL Pロゴマーク使用規程」「日本セルフセンター SEL Pロゴマーク運用規程」（28～42ページ）に基づき、日本セルフセンターに申請が必要です。すでに全国セルフ協に申請し承認を得ているものについても申請してください。

➤ 2つのロゴマークの用途は、「2. SEL P名称ならびにSEL Pロゴマークの使用について」（1ページ）、「3.（4）『製品（商品）用』の範囲」（2ページ）でご確認ください。

➤ 商品コンプライアンスの観点から、「製品（商品）用」ロゴマークは、日本セルフセンターが提携する専門機関による審査を経て承認となります。「広報・啓発用」ロゴマークは、その趣旨から全国セルフ協に届け出をいただければ使用可となります。（「3. SEL P名称ならびにSEL Pロゴマークを使用する際の届け出、申請について」（1ページ）参照）

上述の内容をご確認いただき、必要に応じて申請、届け出をお願いいたします。

なお、本規程見直しに関するロードマップ（全国セルフ協Webサイトに掲載しています）では、規程施行の周知期間を平成29年4～5月の2か月としておりましたが、7月に開催される結成40周年記念大会にて関連事業（SEL Pロゴマーク使用規程の見直しと普及について）の報告を予定していることから、平成29年度内を周知期間と位置づけ直すこととしました。それを踏まえ、既に「広報・啓発用」としてロゴマークを使用している場合は、平成30年3月までに改めて届け出をお願いいたします。なお、**「製品（商品）用」については商品コンプライアンスに関わるため、既に使用している場合は早急な申請をお願いいたします。**

## 3. 連絡先

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：小高、源馬、寺西〕

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

Tel : 03-3581-6502 Fax : 03-3581-2428 E-mail : selp@shakyo.or.jp